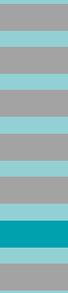
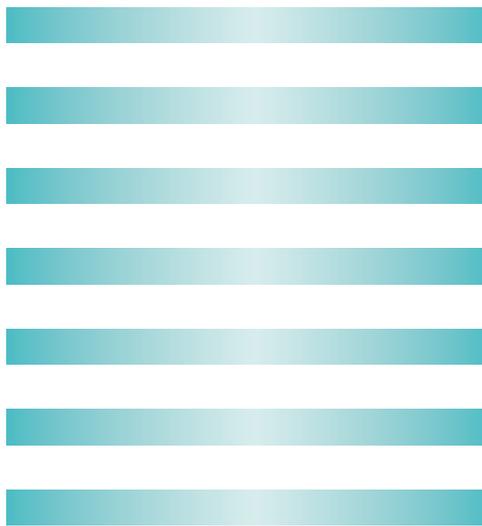


6

ふれあいと連帯を広げる地域づくり
(交流・コミュニティ)



6. ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）

計画の構成

(1) コミュニティ

- ① コミュニティ活動の推進
- ② 活動施設の充実

(2) 市民活動

- ① 活動への支援
- ② 活動環境の充実

(3) 男女平等

- ① 男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立
- ② 性の尊重と異性間の暴力の根絶
- ③ 政策や方針の立案および決定への男女共同参画
- ④ 男女の自己実現支援

(4) 国際化

- ① 外国人が暮らしやすいまちづくり
- ② 国際理解の推進

(5) 人権

- ① 人権が尊重される社会の構築
- ② 人権教育・啓発活動の推進
- ③ 連携・支援体制の充実

基本構想「施策の大綱」

若い年代層の転出入が激しいという特徴から、市民間の交流や連携が固定化し、古くからの住民と新しい住民の互いの意識が共有されにくい一方で、防災・防犯や子育て、高齢者対策などの面でコミュニティ形成の重要性は増しています。

市民一人ひとりが自分のまちとしての意識を持ち、活気や安心感を生み出すまちづくりを自ら行えるよう、市民相互の交流を積極的に支援します。

- 人種や国籍、性別、年齢、障害等について、市民一人ひとりが互いに理解し、尊重し、認め合う差別のない公平な社会をめざします。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に対等に参画できる社会の実現に努めます。
- 明日を担う子どもたちをはじめ、市民の国際理解を養うとともに、地域に暮らす外国人をめぐる課題にも対応した地域づくりを進めます。
- 地域の特性に応じて、自治会・町内会などの地域組織やボランティア活動などの活性化と連携を支援し、地域の抱えるさまざまな課題に対応できるよう、地域コミュニティの持っている力の向上を促進します。
- 各種サークル活動や多様なテーマで活動するNPO*など、テーマ・コミュニティ*の自主的な活動を積極的に支援することにより、多様な人々のコミュニケーションを促進し、まちへの関心や愛着を育みます。

(1) コミュニティ

【現況と課題】

- 本市は、近年急速にベッドタウン化しつつあり、そのため古くから活動している自治会・町内会などと、増え続ける新たに住み始めた住民、特に若い世代の住民の接点が少なく、都心で勤務している多くの現役世代も地域と関わる機会が少ないことが市民意識調査やヒアリング調査などからうかがえます。その一方で、防犯・防災などの危機管理や安全対策、子育てや高齢者などの地域福祉など、地域住民の連携や協力の必要性に対する意識は高まっています。
- 隣人の安心や安全を守ることは自分の暮らしを守ることにもつながるという認識を共有し、コミュニティにおける人や情報のネットワーク化を支援することがますます重要となっています。
- また、住宅都市としてのにぎわいや長く住み続けたいと思う地域への愛着を育てるためにも、コミュニティの活性化が必要です。そのような中で、朝霞市民まつり「彩夏祭」は市民諸団体の協力のもと、鳴子踊りと打上げ花火の充実により年々来場者が増加し、本市のシンボリックなイベントとして成長しています。これを貴重な地域資源として位置付けるほか、地域の祭りやイベントの充実が求められています。
- 地域でのさまざまな活動の機会を提供する場として、コミュニティセンター、市民センターなどがありますが、コミュニティ活性化のため、より有効な活用ができるよう努める必要があります。

【施策の体系】



【基本計画】

① コミュニティ活動の推進

■地域・自治コミュニティの醸成

市民センターなどを拠点としながら、地域の現況や先進的な参考事例などの情報提供を通じて、防災・防犯や子育て・高齢者対策など、一人ひとりの不安や悩みをともに解消するための地域住民による自治コミュニティづくりを促進します。

■活動の活性化

自治会・町内会活動や朝霞市民まつり「彩夏祭」などの地域イベントへの支援に加え、市民によるボランティアなどの任意の活動との連携を促進し、コミュニティ活動の活性化を支援します。

② 活動施設の充実

■コミュニティ施設の整備・充実

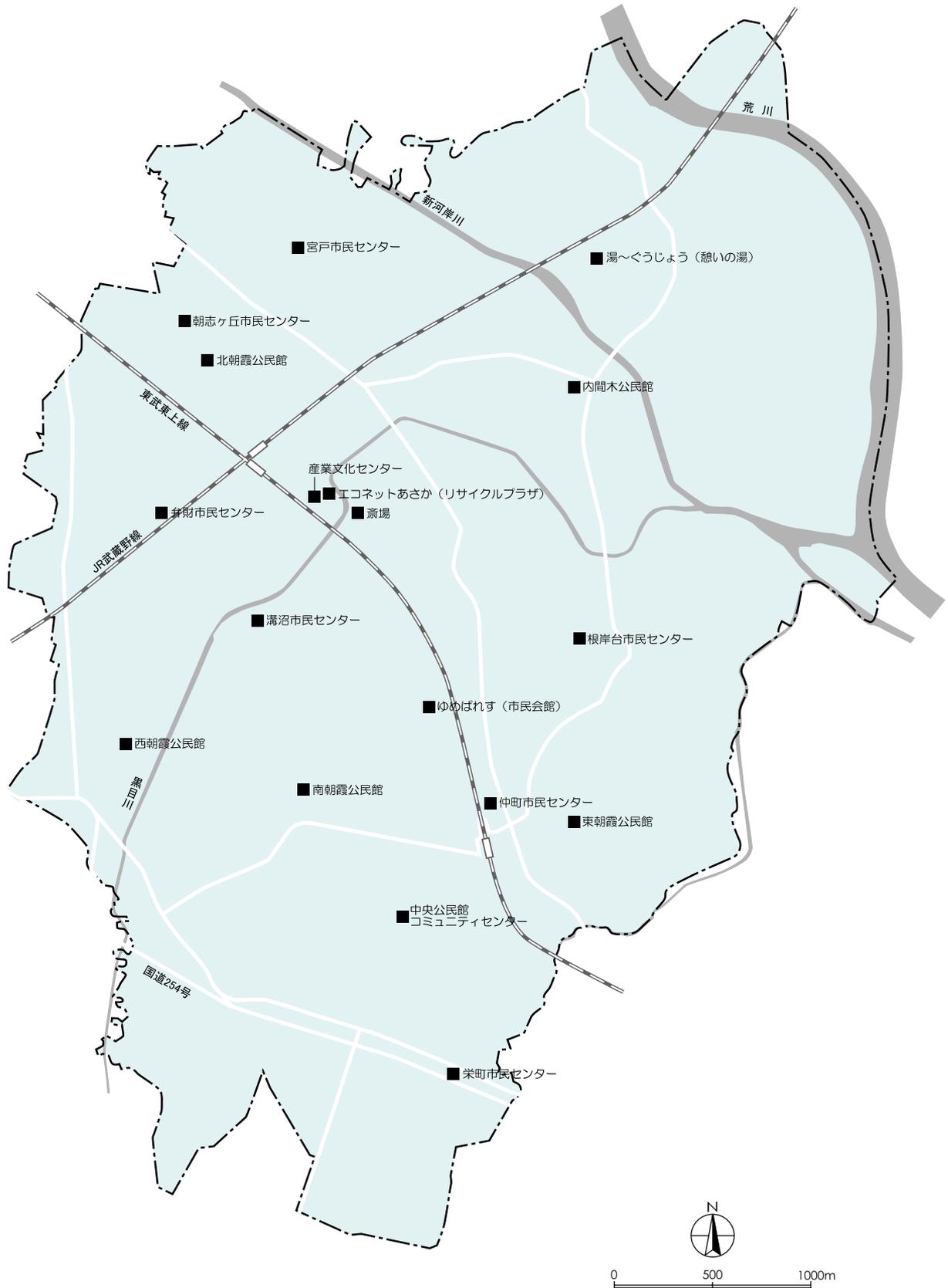
コミュニティ活動の地域拠点として市民センターの整備を推進します。

身近な活動施設をより使いやすいものとするため、市民ニーズの把握に努め、コミュニティセンターや社会教育施設としての公民館などの既存施設の有効活用に努めます。



根岸台市民センター

【コミュニティ施設位置図】



6. ふれあいと連携を広げる地域づくり (交流・コミュニティ)

(2) 市民活動

【現況と課題】

- 価値観が多様化し、余暇時間が増える中で、多くの市民が仕事や家事以外に自分の関心に基づいた活動を積極的に行っています。その内容は個人的な趣味から社会的な課題への対応までさまざまであり、その形態も一人で楽しむものから任意のグループで行うもの、さらにはNPO*などを立ち上げるものまで多様になっています。こうした活動は、これまでの地縁に基づいた地域組織での活動に加えて、これからの地域における交流・コミュニケーションの基本の一つとなるものと考えられます。
- 現在は、NPO*について県が情報提供を行っていますが、今後は、より多くの市民が活動に参加できるよう、市としてもボランティアなど、多様な市民活動に関する情報を収集・発信し、これまで無関心であった人への動機付け、関心があっても踏み出せない人の後押しを行うことが必要です。
- 活動を先導するリーダーや、ボランティアを必要とする人と提供できる人をつなぐコーディネータなど、人材の育成も課題となっています。また、ボランティア団体やNPO*などの自主組織が安定した活動基盤を持てるよう、行政としての関係窓口の整備や相談体制の充実などを図ることが求められています。

【施策の体系】



【基本計画】

① 活動への支援

■情報の提供とネットワーク化

さまざまな市民活動に関する情報を収集・提供するとともに、団体間の交流を促進しながら、情報のネットワーク化を促進し、活動の活性化と拡充を支援します。

■団体・リーダー、ボランティアの育成支援

講習会の開催や情報提供により、市民のボランティア活動に対する関心を喚起するとともに、活動の組織化や運営の支援、リーダーやボランティア・コーディネータ*を育成します。

② 活動環境の充実

■活動拠点の整備

福祉分野におけるボランティアセンターに加え、市民活動について情報収集・提供、意見の交換ができる支援センター機能の整備を進めるとともに、市民が身近で利用できる各種施設の柔軟な運営に努め、多様な活動の場の確保を支援します。

■活動機会の提供

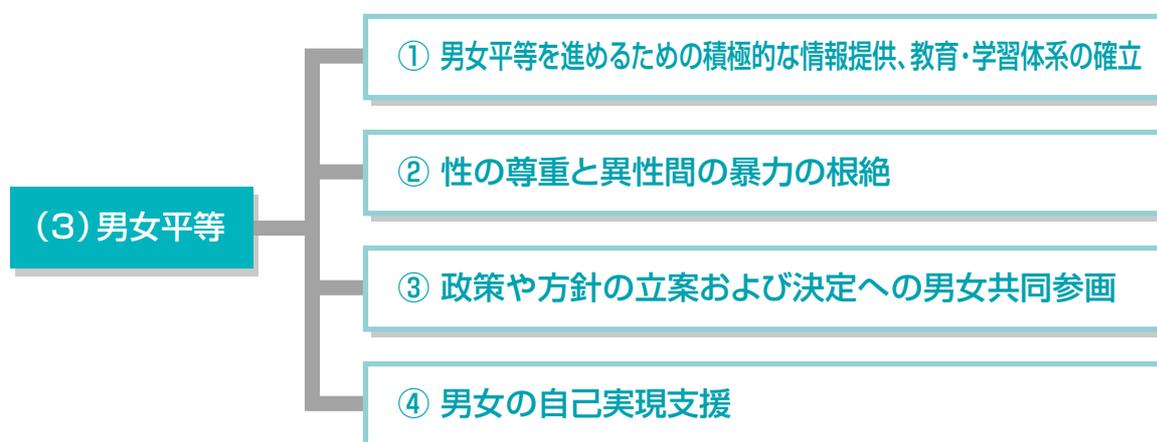
行政による施策や市民の自主的な活動への参画を促す仕組みや機会の提供に努めます。
活動成果の発表会や各種イベントの開催、生涯学習のプログラムの活用促進など、気軽に活動を知り、活動を始めるきっかけとなる機会を提供します。

(3) 男女平等

【現況と課題】

- 急速に社会環境が変化する中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 本市では、平成9年（1997年）3月に朝霞市女性行動計画「共にいきいきと暮らせる明日のためにあさか女と男（ひととひと）プラン」を策定し、基本計画（平成9～17年度）および実施計画（3年ごと）に基づき、各種の事業を市民とともに展開してきました。また、平成15年（2003年）3月には、新たに「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、男女が平等な社会の実現に向けてその推進を図っています。
- これまで、この計画および条例に基づいて、総合的かつ計画的に施策・事業を推進しており、その成果として、市独自の条例制定に結びつくような市民の意識高揚や参画が図られました。しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、全国的にドメスティック・バイオレンス（DV）*が顕在化するなど、男女平等の実現には依然多くの課題が残されています。
- 今後は、「朝霞市男女平等推進行動計画」（平成18～27年度）に基づき、男女の性別での役割分業の意識等を解消し、男女が平等な社会づくりに向けてより一層積極的な取り組みを行っていく必要があります。

【施策の体系】



【基本計画】

① 男女平等を進めるための積極的な情報提供、教育・学習体系の確立

■男女平等を進めるための積極的な情報提供

本市がめざす男女平等の社会像について、市民一人ひとりの理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

■男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人ひとりが気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

② 性の尊重と異性間の暴力の根絶

■性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に性と生殖に関する健康と権利について周知を図るとともに、異性間におけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざします。

③ 政策や方針の立案および決定への男女共同参画

■政策や方針の立案および決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案および決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

④ 男女の自己実現支援

■男女の自己実現支援

市民一人ひとりが多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮することができる自己実現を支援します。

【女性学級の参加者数の推移】

年	学級数	学級生数
平成12年	11	188
13	5	65
14	7	110
15	10	166
16	8	116

資料：生涯学習課



(4) 国際化

【現況と課題】

- 国家間の関係の緊密化や経済のグローバル化だけでなく、個人の日常生活においても、インターネットの普及や海外旅行の日常化により、世界との関わりはより一層身近なものとなっています。また、日本に住む外国人も増える中で、日常生活の支援充実から行政への参加の機会提供まで、課題は複雑多様化しています。
- 市内に居住する外国人も年々増加しており、外国籍市民のニーズ把握に努めて誰もが暮らしやすいまちをつくっていくとともに、市民が他国の文化や生活習慣について理解を深めることが重要になっています。
- 本市では、小・中学校において外国人講師や英語指導助手による英語授業を行っているほか、中学生を海外に派遣し、ホームステイおよび受け入れ校との交流活動などを行い、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図っています。
- 今後は特に、ボランティアなどを育成しながら、民間・市民レベルの国際交流活動を支援していくことが必要となっています。

【施策の体系】



【基本計画】

① 外国人が暮らしやすいまちづくり

■外国人が暮らしやすい環境づくり

就業・就学をはじめとして、日常生活のさまざまな場面における必要情報を提供するとともに

第4次朝霞市総合振興計画

に、コミュニティや生活習慣の違いに起因する悩みやトラブルに対応できる相談体制の充実に努めます。

災害などの緊急時におけるコミュニケーション手段や危機回避方法などについて明確にし、周知を図ります。

■ボランティアの育成・支援

外国人の地域での暮らしを支援するため、通訳などのボランティアの育成や市民の自主的な支援活動を促進します。

② 国際理解の推進

■交流活動の推進

外国人との相互理解を促進するため、市民の自主的な交流活動を積極的に支援するとともに、海外都市との交流について検討します。

地域でのイベントやまちづくりへの外国人の参加を促進します。

■学習機会の充実

小学校における外国人講師、中学校における英語指導助手による授業など、外国語教育の充実に努めるとともに、生涯学習においても国際理解教育の充実に努めます。

【国籍別外国人登録者数の推移】

(各年1月1日現在)

国 籍	平成8年	9	10	11	12	13	14	15	16	17
世 帯 数	1,019	1,044	1,097	1,213	1,261	1,323	1,492	1,672	1,679	1,795
総 数	1,488	1,559	1,665	1,723	1,756	1,815	2,020	2,226	2,244	2,393
韓国及び朝鮮	469	470	477	449	448	462	455	463	463	466
中 国	401	448	455	462	448	473	596	738	764	853
ブラジル	190	214	285	289	303	277	296	312	311	314
フィリピン	129	150	134	183	190	225	279	287	283	321
アメリカ	41	36	37	41	42	47	46	47	43	47
パキスタン	27	25	23	24	40	49	40	45	40	44
ペルー	21	20	25	20	23	19	20	20	28	28
イギリス	23	24	22	25	30	35	36	36	32	29
その他の国籍	185	170	206	226	228	224	249	275	276	288
無国籍	2	2	1	4	4	4	3	3	4	3

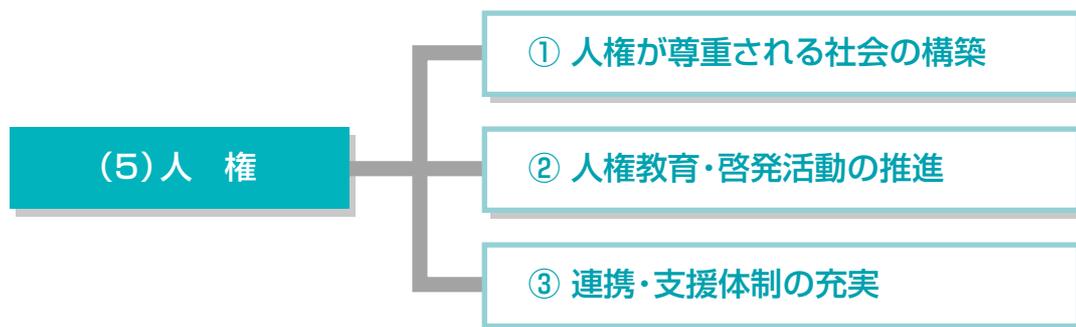
資料：市民課（「統計あさか」より）

(5) 人権

【現況と課題】

- 日本国憲法で保障された基本的人権は、すべての人が侵されることのない最も基本的な権利であり、市民の一人ひとりが互いに尊重しあい、まだ残る人権侵害の解決に努めなければなりません。
- 本市においても、学校教育や公民館等における人権問題学習、また、8月の「差別を許さない強調月間」、12月の「人権デー・人権週間」などを通じて、人権教育および啓発活動を推進しており、市民の認識は着実に深まっていますが、その解決には依然として多くの課題が残されています。
- 人権問題は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ハンセン病やHIV感染者・エイズ患者の問題、また、DV*（妻（夫）・パートナーへの暴力）、子どもへの虐待、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*など、多種多様であり、市民一人ひとりが人権問題について正しく理解し、差別のない明るい社会の実現に向けて行動できるよう人権教育・啓発を推進するとともに、さまざまな人権問題に対応できる連携・支援体制の確立が必要になっています。

【施策の体系】



【基本計画】

① 人権が尊重される社会の構築

■さまざまな人権問題の解決に向けた施策の推進

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、その他さまざまな人権問題の解決に向け、総合的かつ効果的な人権施策を推進します。

② 人権教育・啓発活動の推進

■人権教育の推進

学校、地域、家庭、職場など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図ります。

■啓発活動の推進

講演会や研修会、啓発冊子の配布などによる人権意識の高揚に努めるとともに、市民がさまざまな人権問題に関心が持てるよう、より効果的な啓発活動を推進します。

③ 連携・支援体制の充実

■関係機関等との連携

人権問題は市行政だけで解決できるものではないため、国・県・近隣市町村、学校・事業所・民間団体および関係機関等との連携に努めます。

■相談・支援体制の充実

身近で気軽に相談できるよう、相談機能の強化に努めながら、専門家なども含めた支援体制づくりを進めます。